

特定建設作業一覧表(騒音・振動)

特定建設作業名	騒音規制法		振動規制法	
	届出要否	備考	届出要否	備考
くい打機を使用する作業	○	もんけんを除く アースオーガと併用する作業を除く	○	もんけん及び圧入式を除く
くい抜機を使用する作業	○	圧入式を除く アースオーガと併用する作業を除く	○	油圧式を除く
くい打くい抜機を使用する作業	○	圧入式を除く アースオーガと併用する作業を除く	○	圧入式を除く
びょう打機を使用する作業	○	リベッティングハンマによるリベット 打ちが対象	—	—
鋼球を使用して建築物 その他の工作物を破壊する作業	—	—	○	鋼球を建築物等に 衝突させる作業が対象
舗装版破碎機を使用する作業	—	—	○	ハンマを落下させて舗装版を 破壊する機械が対象
さく岩機(広義)を使用する作業	○	ストーバ、レッグドリル、ブレーカ(手持ち式 含)、ハンドハンマ、チップオーノ等)	—	—
ブレーカを使用する作業	—	—	○	手持ち式のみは振動規制法対象外(騒音 規制法でさく岩の届出必要)
空気圧縮機を使用する作業	○	(電動機以外の)原動機出力15KW 以上が対象さく岩機の動力として 使用する作業を除く	—	—
コンクリートプラントを設けて行う作 業	○	混練機の混練容量 0.45	—	—
アスファルトプラントを設けて行う作 業	○	混練機の混練容量 200kg以上が対象	—	—
バックホウを使用する作業	○	原動機出力合計80Kw以上が対象	—	—
トラクターショベルを使用する作業	○	原動機出力合計70Kw以上が対象	—	—
ブルドーザーを使用する作業	○	原動機出力合計40Kw以上が対象	—	—